

◎岡山県告示第四百九十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により同項に規定する区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定する。

なお、形質変更時要届出区域の台帳は、岡山県環境文化部環境管理課において、一般の縦覧に供する。

令和七年十月三十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 形質変更時要届出区域として指定する区域

赤磐市周匝字杵築一九三番二の一部、一九三番三、同字大窪一九八番二の一部、一九八番五の一部、一九八番六、一九八番七、二〇〇番、二〇一番一、二〇一番三、二〇一番二、二〇二番二、二〇三番二、二〇三番三、二〇四番二、同字寂光寺一九九番一の一部、一九九番二の一部、一九九番四、同字池下二九九番八、二九九番一の一部、二九九番一六、二九九番一九、二九九番二一、二九九番二四、二九九番二五の一部、二九九番三二、三〇〇番四、三〇〇番五、三〇一番三、三〇一番一、三〇二番一、三〇二番三の一部、三〇二番四、三〇二番五、三〇二番六、三〇二番七、三〇二番一、三〇二番二、三〇三番一、三〇三番三の一部、三〇三番四、三〇三番五、三〇四番一、三〇四番二、三〇五番一、三〇五番二、三〇六番一の一部、三一六番三、三一七番二、三二二番二、三二二番三、三二二番四、同字河内三三五番二、三三五番三、三四四番三、三四四番五、三四五番三、三四五番五の一部、三四五番六、三四六番八の一部、三四六番一の一部、三五五番二、同字上河内三五六番五、三五六番六、三五六番七

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）

第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

四 規則第五十八条第五項第十号から第十三号までの該当の有無

規則第五十八条第五項第十号に該当

五 備考

1 指定する形質変更時要届出区域の詳細は、省略し、当該形質変更時要届出区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。

2 一に掲げる区域は、令和七年七月十四日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。